

令和7年度 札幌市立稲陵中学校 部活動結成集会

令和7年4月24日（木）

結成集会の流れ

- ①開会宣言
- ②教頭先生のお話
- ③部活動についての説明
- ④加入手続きについて
- ⑤閉会宣言
- ⑥各部ミーティング

部活動の心得

1. 部活動とは

いずれも共通の趣味、関心をもった生徒が、学年や学級の枠を離れて集まり、放課後や休日などに活動するものです。技能の向上を目指して継続的な練習を行い、各種の大会やコンクールに学校を代表して参加します。その中で、一人ひとりの個性を伸ばし、心や体が健全に成長していくことを目指します。各部ごとに稲陵中学校の先生が指導を行います。尚、全員参加などの義務ではなく、希望者のみを対象としています。

2. 感謝の心

保護者の方々、先生方、そして稲陵中学校の仲間達などの周囲の支えがあるからこそ、部活動が運営され、皆さんが楽しく安心して活動することができます。そのような環境に日々感謝して生活しましょう。活動場所の施設や用具に対しても同様です。

3. 学校生活との両立

皆さんは部活動生徒である以前に、稲陵中学校の生徒です。自分のやるべきことを整理して、何事にも一生懸命であって欲しいと思います。様々なことに対して努力した経験は、自分の可能性（幅）を広げます。この中学校生活を通して、一人ひとりの個性を伸ばし、心と体を成長させて欲しいと願っています。

4. 時間を守る

部活動は決められた時間内での活動になります。活動時間の前に早く来すぎたり、遅くまで残っていたりすることがないようにしましょう。また、集団で活動することが多くなるので、時間を守らないと、仲間に迷惑がかかることがあります。

5. 決まり事を守る

部活動に加入すると、守るべき決まり事が増えます。

例)・稲陵中学校生徒として

- ・稲陵中学校部活動生徒として（活動規則）
- ・各部活動内の約束事など

こういった決まり事を皆さんが守って活動すると、安心・安全に過ごすことができます。まずはどのような決まり事があるかを確認し、その意義を理解しましょう。

札幌市立稲陵中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

- (1) 同じ事に興味や関心を持った人たちが、学年や学級の枠をはずし、教職員の指導のもと、ルールを尊重し、自主性を養い、身体を鍛え、技能を向上させ、精神的にも社会的にも健全な発達を目指す。
- (2) 勝つこと、賞を取るだけでなく、練習を通して根気強さ、忍耐力など精神面を鍛え、仲間への思いやり、励まし合い、礼儀などの人間関係を学ぶ。

2 開設する部活動

(1) 常設部

サッカー部・ソフトテニス部（男女）

バドミントン部（男女）・男子バスケットボール部

女子バスケットボール部・男子バレーボール部

吹奏楽部

(2) 個人参加種目（中体連主催大会のみの参加）

※基本的には所属するクラブチームで出場する。

但し、特定の競技やクラブチームの事情でそれが不可能な場合は、稲陵中学校から出場することができる。

※過去に参加した種目：剣道・柔道・水泳・体操・相撲・硬式テニス
スキー・フィギュアスケート・アイスホッケー

※上記以外の競技でも、生徒の参加の希望を受け、開設する可能性あり。

3 運営のための体制整備

(1) 以下の通り、部活動振興会を設置する。

顧問・相談役（学校長）

会長 （保護者 1名）

副会長 （保護者 1名、教頭）

事務局長（教諭 1名）

事務局員（教諭 3名）

会計 （教諭 3名）

会計監査（保護者 2名）

(2) この会の役員は原則として、本校 PTA 役員の方が兼任する。

4 部活動活動基準

以下の、札幌市教育委員会の「札幌市立学校における部活動活動基準」に準

- ・ 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
 - ・ 毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休養日とする。
 - ・ 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
 - ・ 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
 - ・ 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
 - ・ 長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動とした場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ※過重な活動とならないよう留意すること。

※月に1回の休養日は、「部活動休養日」として、各月の行事予定に明記する。

令和7年度 部活動振興会活動規則

【1. 活動時間】

(1) 普通授業日（平日）

- ・準備片付け含め、2時間までの活動とする。
- ・下校時間 夏季（4～10月）18:45 までに校舎を出る。
冬季（11～3月）18:30 までに校舎を出る。

※その他

- ①期末懇談が実施される日は、16:30 再登校での活動を認める。
- ②教育相談が実施される日は、安全に十分配慮した上で活動を認める。
(廊下・多目的室など教育相談の支障となる場所では活動しない。)
- ③職員会議・先生方全員が参加する会議・全体研修会等の実施される日は16:30 再登校での活動を認める。
- ④始業式、終業式、入学式、卒業式、稲陵祭等、特別日課の日については、支障のない時間帯から活動を認める。

(2) 土日・祝日・長期休業中の平日

- ・準備片付け含め、3時間までの活動とする。
- ・活動時間 8:30～16:00（本校での活動）

【2. 活動場所】

主な活動場所

部	場所
男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 バドミントン部 男子バレーボール部	体育館 格技室 多目的室（1・3・5） 外周・内周
サッカー部	グラウンド ※冬季：体育館・格技室・多目的室（1・3・5） 内周
ソフトテニス部	テニスコート ※冬季：体育館・格技室・多目的室（1・3・5） 内周
吹奏楽部	3・4階普通教室 第1・2音楽室 多目的室（4）

【3. 活動日の制限】

- ・定期テスト1週間前から4日前までを自由参加とし、3日前から定期テスト終了前日までは原則活動禁止。
- ・前期末テスト3日前から2日前までを自由参加とし、前日は活動禁止。
- ・旅行的行事（修学旅行・宿泊学習・フィールドワーク）の前日・当日・回復日

【4. 活動のきまり】

（1）服装

- ①活動時の服装は、体育時のジャージ、部のユニフォーム、部で統一した服装または標準服とする。
- ②冬期間は、部の顧問から許可を得た防寒着の着用を認める。
- ③運動部の活動は、標準服での活動は認めない。
- ④校内で外靴を持ち運ぶ際は、必ず靴袋に入れて持ち歩くこと。

（2）更衣

- ①着替えは必ず体育館および格技室の更衣室で行うこと。トイレ、廊下等での更衣は禁止とする。
（更衣室の鍵は、職員室にいる先生に開けてもらう。）
- ②着替えを含め、自分の荷物は活動場所へ全て持っていくこと。

（3）昼食・飲み物、控室

- ①休日の練習で、昼食が必要な場合は弁当等を持参すること。
- ②飲み物は水・お茶・スポーツドリンクとする。
- ③校地を離れての買い物や、登下校の際の飲食は厳禁とする。
- ④昼食場所・控室はミーティングの教室とし、後始末をしっかりとする。
- ⑤昼食時などに出たゴミは、教室のゴミ箱には捨てずに持ち帰ること。
- ⑥放課後は部活動生徒（体育館、1階でトレーニングの部活、外部活、）の1Fトイレの使用を認める。
 - ・着替えやトイレにたまって話すなどは禁止
 - ・清掃は8組が行っているので、きれいに使用すること
 - ・その他の場所で活動している部活動は各学年の生活階のトイレを使用する
 - ・開放トイレは使用しない

※昼休みや10分休みなどは使用できない

【5. 朝練習に関して】

- ①朝練習参加同意書を提出した上で参加すること。（保護者の了承も必要）
- ②強制参加ではなく、自由参加で活動する。
- ③顧問の先生がいない場合は活動できない。
- ④朝練習については週2日以内の実施。
- ⑤活動時間は7:30～8:10（8:30には学級に入ること。）
 - ※8:15のチャイムで活動場所から教室に行くこと。
 - ※7:30より前に玄関に入ることはいできない。
- ⑥本校の部活動活動方針に沿って、朝練習と合わせて1日の活動時間が2時間以内となるようにする。
- ⑦授業中の居眠りなどがないようにする。
- ⑧朝食を必ずとった上で参加する。（活動後の補食は禁止）
- ⑨登校時はジャージで登校し、活動終了後、標準服に着替えること。
- ⑩定期テスト一週間前から朝練習の活動は停止。
- ⑪学力テスト当日は、学力テストを受験する生徒の参加はできない。
- ⑫全ての部活動が実施するわけではない。
- ⑬顧問の先生の意向・生徒の希望・保護者の皆様からの了承が揃ったときのみ活動が行われる。

【6. 部活の掛け持ちについて】

- ・原則として部活動の掛け持ち（兼部）は認めない。
- ・例外として、中体連個人参加の生徒は、学校内での活動時間が重ならないため、部活動に加入することができる。
 - ※中体連から出ている「参加条件」にあてはまる場合は参加させる。（特例で相撲など）
 - 冬期中体連に参加する（スキーなど）種目と、夏季中体連に参加の兼部（サッカーなど）は、どちらも大会参加が可能であるが、どちらも夏季中体連の種目を兼ねる場合は、大会の日程が重なった場合、個人部の大会参加を優先する。
- ・その他、部活動の所属に関して、例外的な案件が発生した場合、専門委員会（顧問会議）で協議する。

【7. 退部・転部について】

（1）退部の手続き

- ①保護者、担任、部活動顧問の先生と話し合い、顧問から退部届をもらう。
- ②「退部の理由」を記入し、保護者に署名、捺印してもらう。
- ③担任の先生へ提出する。（担任の先生→顧問→事務局の順で承認印を押す）

（2）転部の手続き

- ①やむを得ず転部する場合は、新・旧顧問・担任・事務局・保護者で協議する。
- ②（1）の退部の手続きを行う。
- ③途中入部の手続きを行う。（部活動費の支払いは行わない。）

【8. その他】

- ①活動後は活動場所の清掃を行う。
- ②登校（特に再登校）は徒歩とし、自転車での登校は厳禁とする。
- ③登下校の際は、寄り道をしたり、立ち止まっておしゃべりをしたりせず、速やかに登下校すること。
- ④部の練習や活動よりも、学級活動・生徒会活動等を優先すること。

【9. 活動規則改訂の流れ】

専門委員会（顧問会議）で活動規則検討・承認→職員会議で連絡